



第6回 日本製薬団体連合会 環境セミナー

サステナビリティ情報の 制度開示に向けて

KPMGあずさサステナビリティ株式会社

2026年2月27日

Contents

00	はじめに	03
01	サステナビリティ情報開示が“制度”開示へ	06
02	SSBJ制度開示に向けて	17
03	SSBJ制度開示対応のポイント － 情報収集プロセス整備 －	24
04	SSBJ制度保証	32
05	まとめとQ&A	38

00

はじめに

自己紹介



中野 陽介

KPMGあずさサステナビリティ株式会社
パートナー／公認会計士

プロフィール

- 2006年12月 あずさ監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）入所
- グローバル製造業の会計監査のほか、内部統制文書化支援や財務デューデリジェンス業務などのアドバイザー業務に従事
- KPMG中国香港事務所に出向し、現地日系企業の会計監査業務等に従事
- KPMGあずさサステナビリティ株式会社出向後、製薬、化学、電子部品、運輸など、幅広い業種のサステナビリティの第三者保証業務のほか、SSBJ／CSRD開示対応支援業務に携わっている

法人名	KPMG あずさサステナビリティ株式会社 (有限責任 あずさ監査法人の100%子会社)
事務所	東京事務所／大阪事務所／名古屋事務所
代表者	代表取締役 斎藤 和彦 代表取締役 大槻 櫻子
構成人員 (常勤)	512名 (2025年6月末現在)
沿革	2004年 4月 あずさサステナビリティ株式会社設立 2008年 7月 KPMGあずさサステナビリティ株式会社に社名変更 2012年 10月 KPMGビジネスアドバイザー株式会社 サステナビリティ部門を当社に移管、アドバイザー業務が追加 2024年 7月 有限責任 あずさ監査法人が、会計士、SX支援人材、当社メンバーからなる「サステナブルバリュー統轄事業部」発足

本日お伝えしたいこと

01

サステナビリティ情報の開示制度の必要性と潮流

02

SSBJ基準に基づく制度開示とは

03

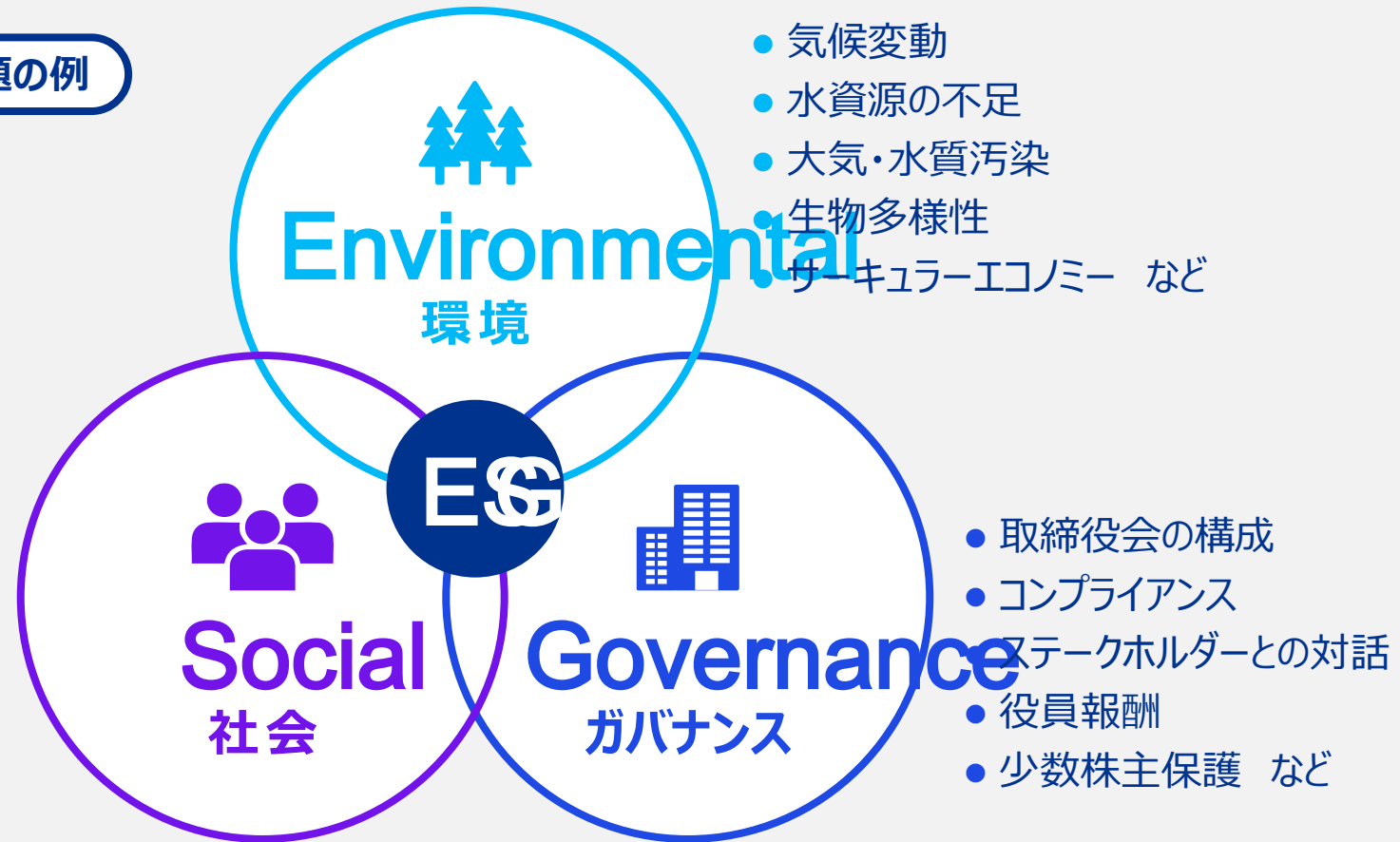
情報収集プロセス整備のポイント

01

**サステナビリティ情報開示が
“制度”開示へ**

企業を取り巻くサステナビリティ課題の拡大

サステナビリティ課題の例

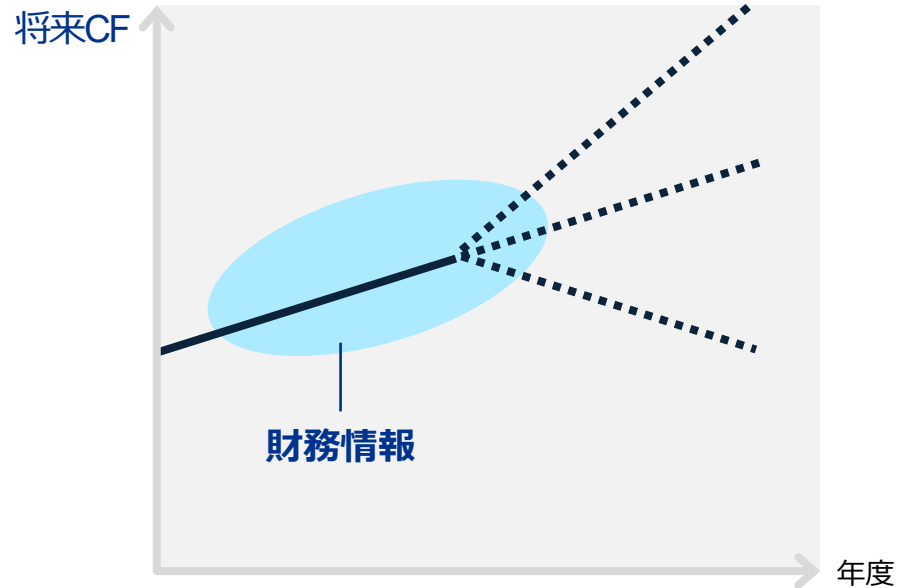


サステナビリティ情報が求められる理由 – 投資家目線で

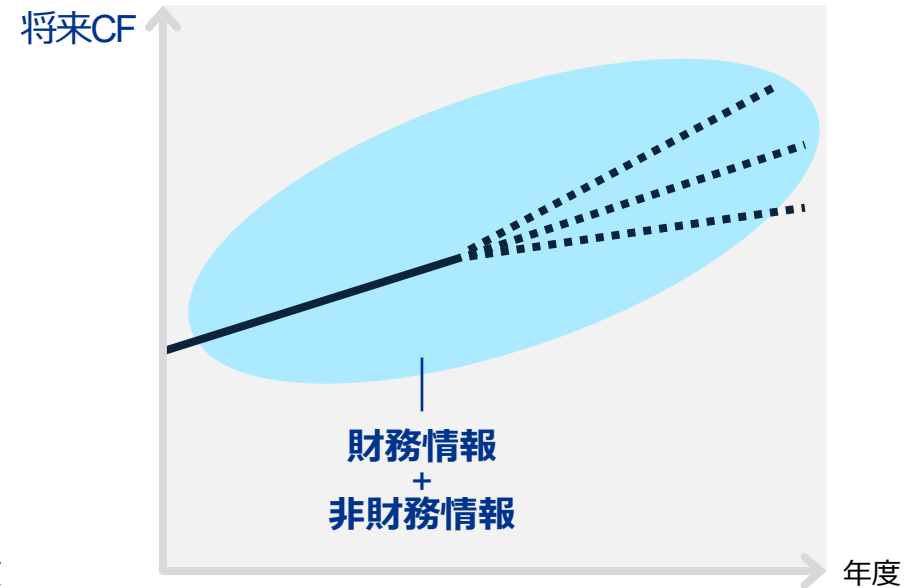
サステナビリティ情報により、将来キャッシュ・フローの予測の精度が上がると考えられています。

将来キャッシュ・フローの予測の精度を上げるため

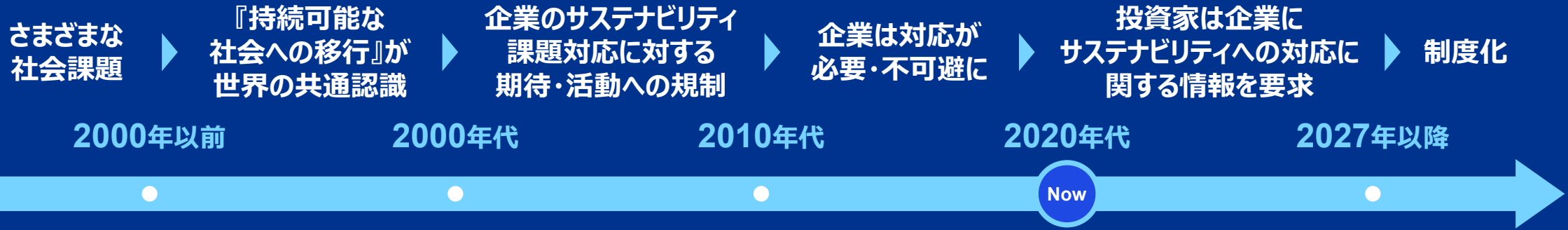
財務情報（過去）
から将来CFを予測



財務情報（過去）と非財務情報（過去+将来情報）
から将来CFを予測



サステナビリティ課題への対応を知りたいという投資家ニーズに応え、“制度”開示へと変遷



黎明期	停滞期	復活期	制度導入期	成熟期
環境問題が注目を集めたことを受け、1990年代から環境報告書の発行が始まり、2000年代にはCSR報告書へと進化	ITバブルがはじけ、特に日本ではCSR（企業の社会的責任）は縮小した一方で、ESGという言葉が生まれたの2006年とされている	2015年にSDGsの概念が生まれる また、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）が2017年に最終提言を公表	2022年、FASF傘下に「SSBJ※」が設立 金融庁は2027年3月期から時価総額3兆円以上の企業に義務化、翌年から1兆円以上の企業にも拡大	制度化による比較可能性の向上や投資家や当局の注目がますます集まるなか、企業は制度対応とビジネスの中に如何にサステナビリティ課題に取り組んでいくかが問われることになる

※ Sustainability Standards Board of Japan

世界のグリーンマネーの増加に伴い、サステナビリティ課題への対応の重要性が増大

世界のグリーン (ESG) マネー

(2022年最新統計)

30.3 兆ドル

4,548 兆円

(150円/1ドル)

GSIA : 世界持続的投資連合調べ

2025年度

日本の国家予算

115.5 兆円

約



グリーンマネーの世界的争奪戦



サステナビリティ課題への対応が企業戦略の中心

KPMGジャパン作成

投資家以外のステークホルダーも、課題への対応と開示を求めています

企業は投資家だけではなく各ステークホルダーからも、サステナビリティ課題への対応と関連する情報開示が求められています。

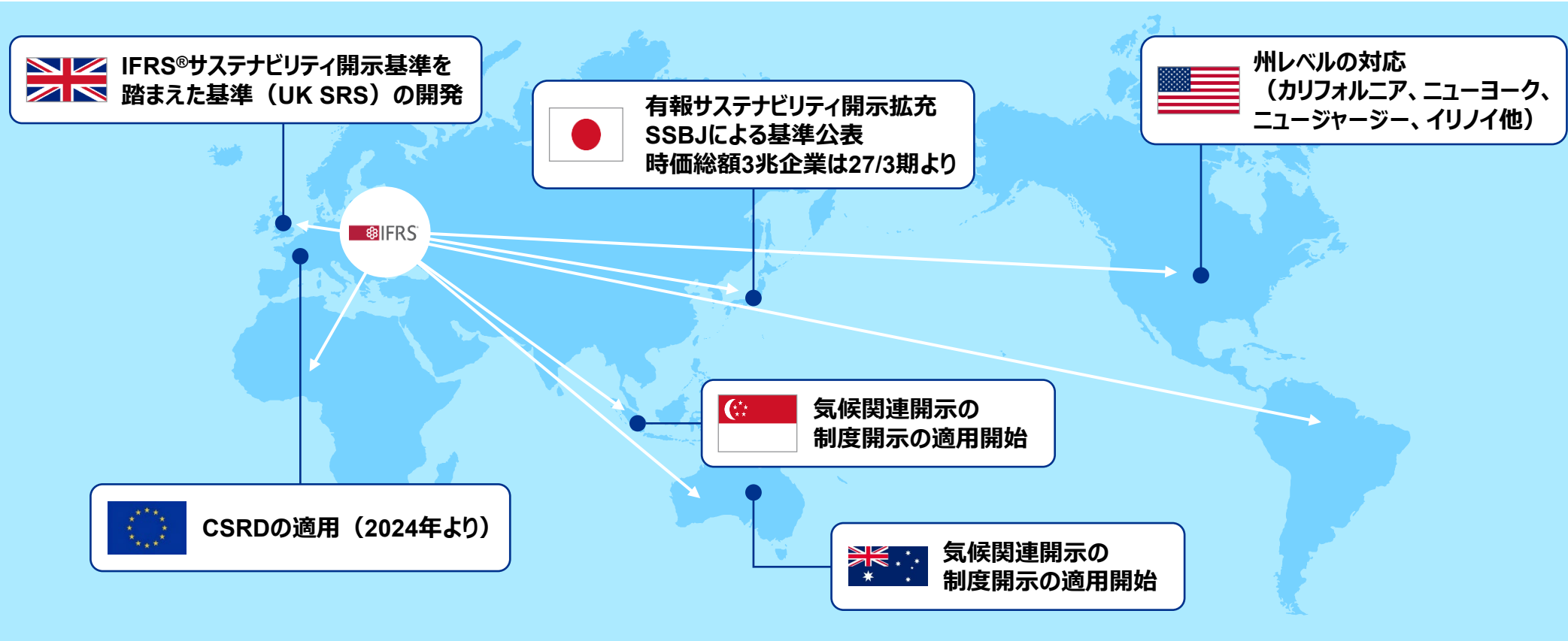


サステナビリティ開示制度の潮流 1/2

Drive (加速)

Brake (減速)

サステナビリティ情報は、統合報告書等における**任意のCSR目的から**、有価証券報告書等の**証券規制における制度開示へと変化し**、**開示制度の拡充は世界で同時並行的に進められています**。



KPMGジャパン作成


サステナビリティ開示制度の潮流 2/2

Drive (加速)

Brake (減速)

米国ではトランプ政権によりバイデン政権時代のサステナビリティ政策は一変し、欧州では景気の悪化を受けた企業への負担増に対する揺り戻しの動きとして、CSRDについてはオムニバス法により開示の延期・縮小の動きが出てきています。



 CSRDについては、非上場の大規模会社に対して、オムニバス法により2年間の開示延期が決まり、開示の縮小に関する法案が成立見込み

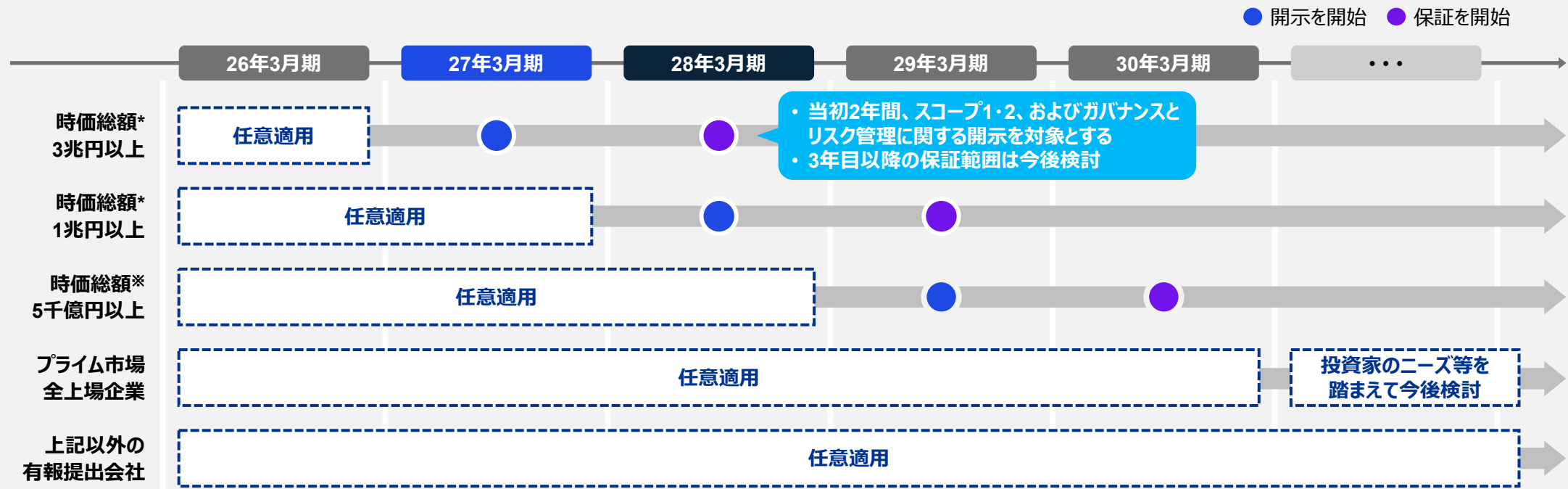
 SECは気候関連開示の最終規則を採択後、規制執行を一時停止

日本の制度（SSBJ制度）開示のロードマップ^o

時価総額に応じて制度開示、制度保証の開始時期が決定されます。

時価総額3兆円以上の3月決算会社の場合、2027年3月期より制度開示が、2028年3月期より制度保証が開始します。

一方、時価総額5千億円未満の会社については、制度開示の開始時期は未定、今後検討とされています。



※「時価総額」は、前期末から遡って過去5事業年度の末日における時価総額の平均をもって算定。

出典：「第11回 金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」事務局説明資料（2025年12月22日）（金融庁）
https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/sustainability_disclose_wg/shiryu/20251222/02.pdf を基にKPMGジャパン作成

SSBJ基準の骨子

SSBJ基準では、以下の4ステップでサステナビリティ報告を行います。

開示される情報には、上流および下流のバリュー・チェーンに関する情報も含まれる点に留意が必要です。

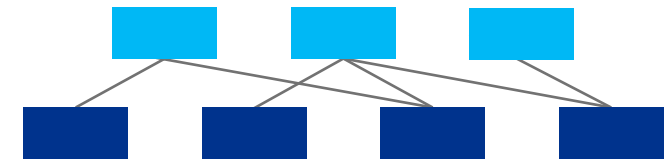
適用基準 第5項、6項

ステップ 1 報告企業の決定



適用基準 第36項~47項

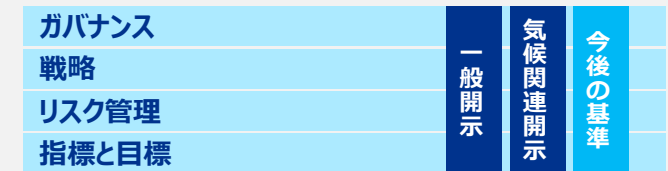
ステップ 2 開示項目とすべきリスク・機会の識別 (マテリアリティ評価)



適用基準 第48項~61項

ステップ 3 重要性がある情報の識別

TCFD提言と共通的な考え方



適用基準 第67項~69項

ステップ 4 財務諸表と同じ報告期間を対象 / 財務諸表と同時に公表



KPMGジャパン作成

欧州CSRDの動向

欧州CSRDの適用要件は大幅に緩和される方向で議論が進んでいます。
これにより、CSRD適用対象となる日本企業の数には大幅に減少する見込みです。

項目		現行指令	新指令
EU域内 適用	適用要件	以下のうち、2つ以上に該当（大規模企業） ①（連結）総資産 0.25億ユーロ超 ②（連結）売上 0.5億ユーロ超 ③（連結）従業員数 250名超	従業員数 1,000名超かつ、 （連結）売上高 4.5億ユーロ超
	適用要件 （域内売上高）	グループ域内売上高 1.5億ユーロ超	グループ域内売上高 4.5億ユーロ超
EU域外 適用	適用要件 （域内子会社・支店）	子会社：大規模企業（グループ） 支店：売上 0.4億ユーロ超	子会社：（単体）売上高 2億ユーロ超 支店：売上高 2億ユーロ超

KPMGジャパン作成

02

SSBJ制度開示に向けて

SSBJ基準のこころ

日本のサステナビリティ開示基準であるSSBJ基準は、投資家を主な想定利用者としており、投資家の意思決定に有用な情報を提供することを目的の1つとしています。



基準の想定利用者

主に投資家

- 現在および潜在的な投資者
- 融資者およびその他の債権者



基準の目的

投資家の意思決定に有用な
サステナビリティ情報を提供すること

日本のSSBJ開示に向けて – 財務情報と経営戦略のつながり

投資家は投資判断をおこなうにあたり、企業のサステナビリティへの対応がどのように「財務情報」や「経営戦略」とつながっているのか理解したいと考えています。

投資家のサステナビリティ開示への期待は・・・



業績等への影響を考慮したうえで重要性の判断を実施し、投資判断に重要な情報を開示してほしい。

経営方針・経営戦略等との整合性を意識し、投資家が理解できるよう、ストーリーを持った情報を開示してほしい。



出所：金融庁「令和6年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等」 <https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250401-3/01.pdf> P36を基にKPMGジャパン作成

つまり

01



財務情報とのつながり

02



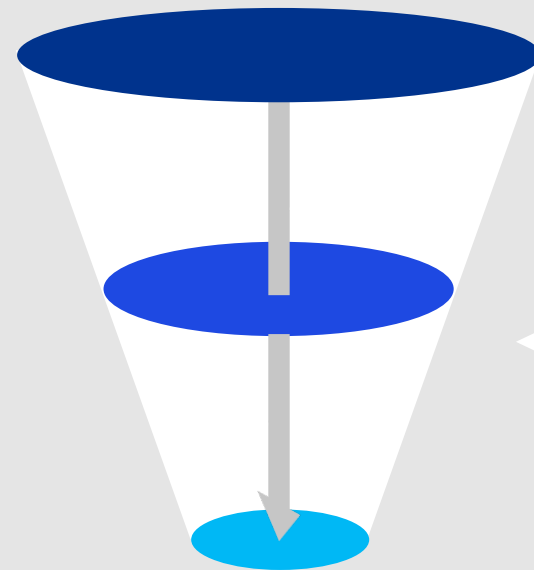
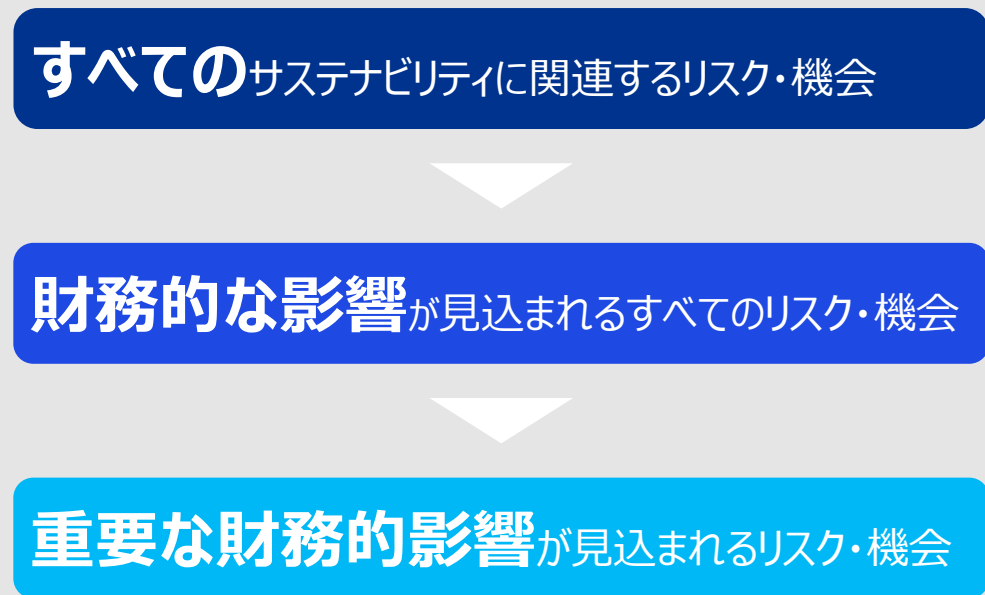
経営戦略とのつながり

サステナビリティ開示について、投資家は上記2点を理解したい

日本のSSBJ開示に向けて – 開示すべきリスク・機会の絞り込み

投資家にとって真に有用な開示を行うために、まずは「財務情報とのつながり」の視点を持ち、財務的に重要な影響が見込まれるリスク・機会を、マネジメントの視点で絞り込むことが重要です。

財務的に重要な影響が見込まれるリスク・機会へ絞り込む



対応のポイント

- ✓ 財務的な影響が大きいリスク・機会を見定める
- ✓ マネジメントの視点から重要なリスク・機会を特定

投資家にとって真に有用な
リスク・機会情報を特定

日本のSSBJ開示に向けて – ストーリーを持った開示

4つの柱を一連の流れで説明することで、投資家は、経営に直結する課題としてどのようなリスク・機会があり、企業がそれにどのように対応しているか、つまり企業の「経営戦略とのつながり」をストーリーとして理解することができます。

4つの柱に沿って、ストーリーを持った開示を行う場合



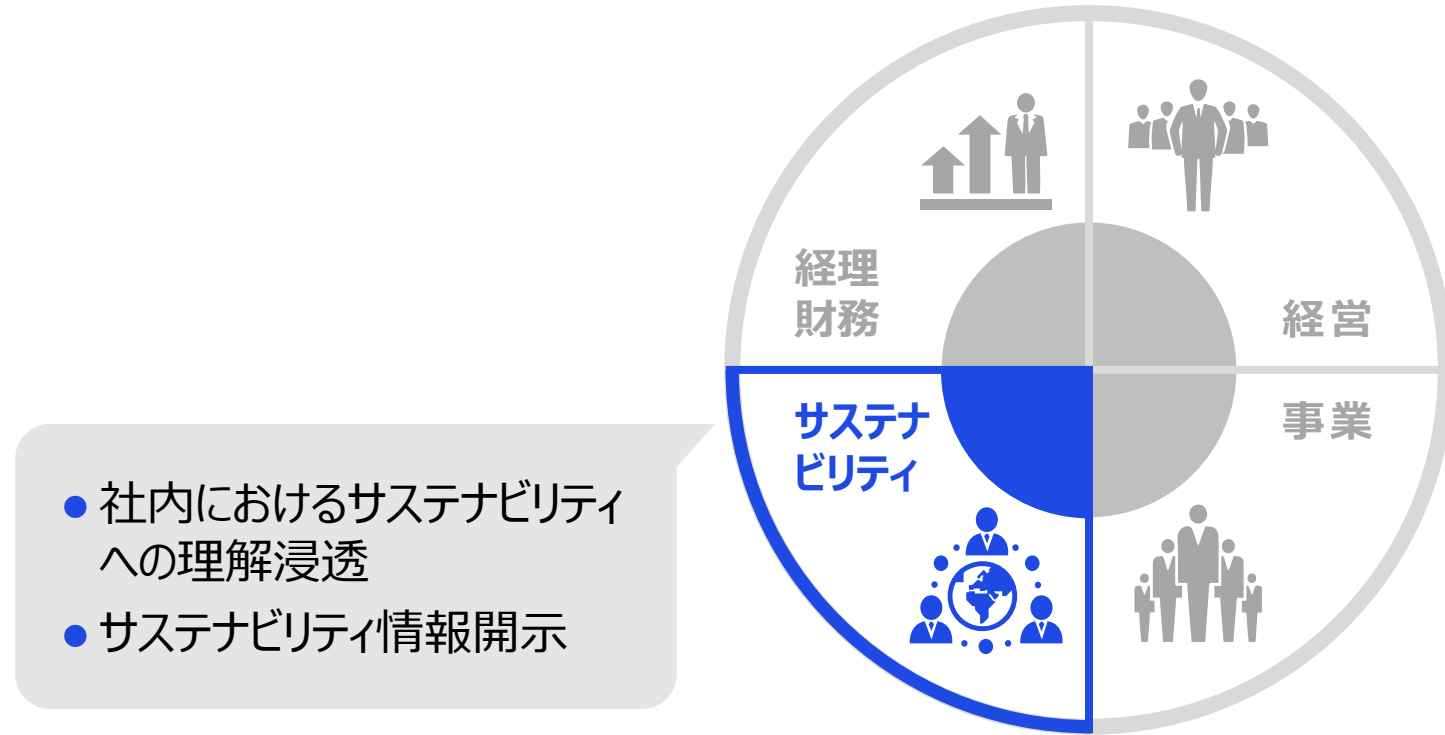
【例】自然・生物多様性への対応が遅れることによるレピュテーションにより、事業機会を喪失するというリスクが財務的に重要な場合

- 事業機会喪失リスクが経営上の重要なリスクであると取締役会で認識
- 脱プラスチック、有害廃棄物削減を中長期的な経営戦略とする
- 対応遅れによる財務影響は2050年までに500億円と想定
- 脱プラスチック、有害廃棄物削減に向けた取組みは経営企画部と生産管理部にてモニタリングする
- プラスチック使用量、有害廃棄物排出量削減目標は500トン/年
- 今期の結果は450トンの削減にとどまり未達となった

投資家は「経営戦略とのつながり」をストーリーとして理解し、企業を総合的に評価

日本のSSBJ開示に向けて – 全社的な取組みの必要性

企業価値算定・投資意思決定に有用なストーリーを持った開示を目指すためには、マネジメントの理解を得ることが第一歩であり、サステナビリティ部門だけでなく、事業部門や経理財務部門の関与も重要となってきます。



従来は、サステナビリティ対応はサステナビリティ部門の仕事

日本のSSBJ開示に向けて – 全社的な取組みの必要性

企業価値算定・投資意思決定に有用なストーリーを持った開示を目指すためには、マネジメントの理解を得ることが第一歩であり、サステナビリティ部門だけでなく、事業部門や経理財務部門の関与も重要となってきます。



「企業価値」「事業売上」「資金調達」は経営にも関わる全社課題へ

03

SSBJ制度開示対応のポイント － 情報収集プロセス整備 －

開示実務上の留意点

制度準備の過程で企業が直面する課題とその対応ポイント

企業のサステナビリティ情報開示に関する主要課題

1



情報・報告の
信頼性

2



プロセスの
効率性

3



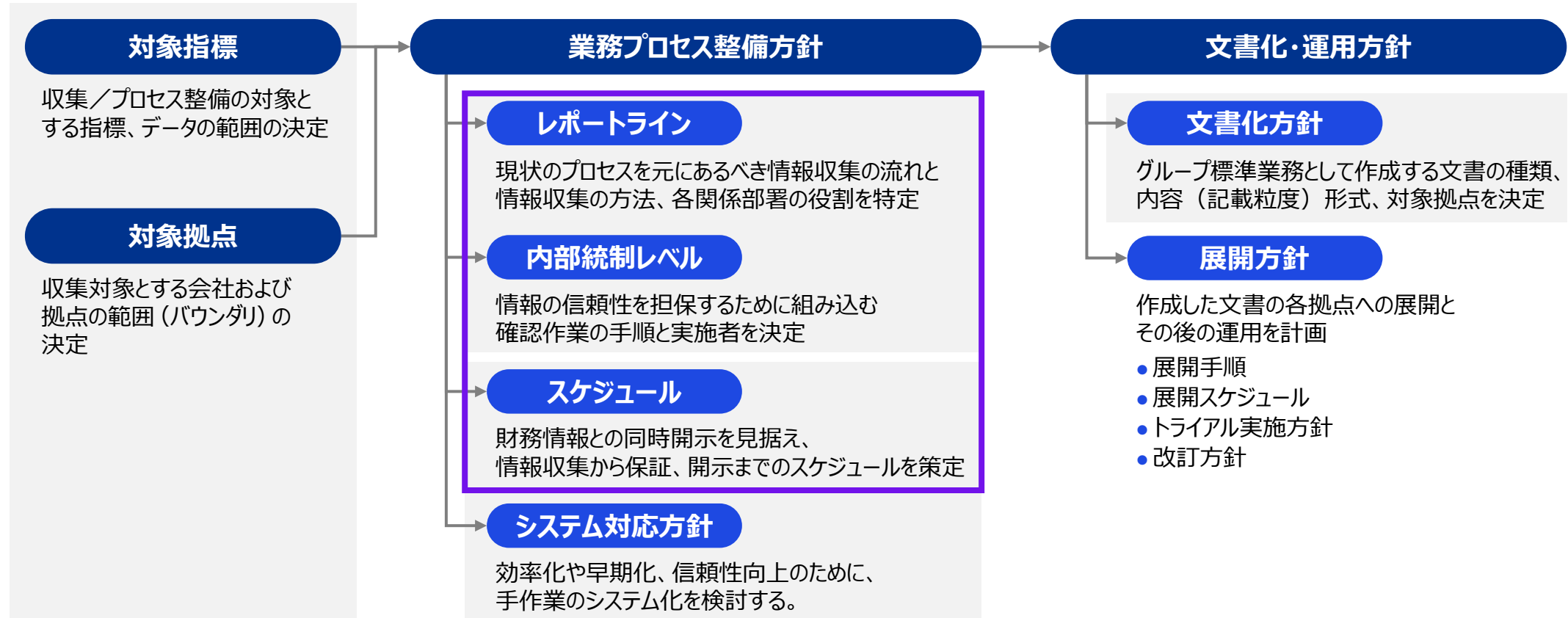
情報収集の
スピード



各種開示制度・第三者保証制度に**継続的に対応**できる**情報収集プロセス整備が必要**

情報収集プロセスの整備方針決定

プロジェクトの初期段階で、情報収集プロセス整備の対象範囲と業務プロセスの設計に関わる基本方針を決定します。特に“信頼性”、“効率性”および“スピード”の3つのポイントを押さえるためには、業務プロセス整備方針の作成が重要となります。

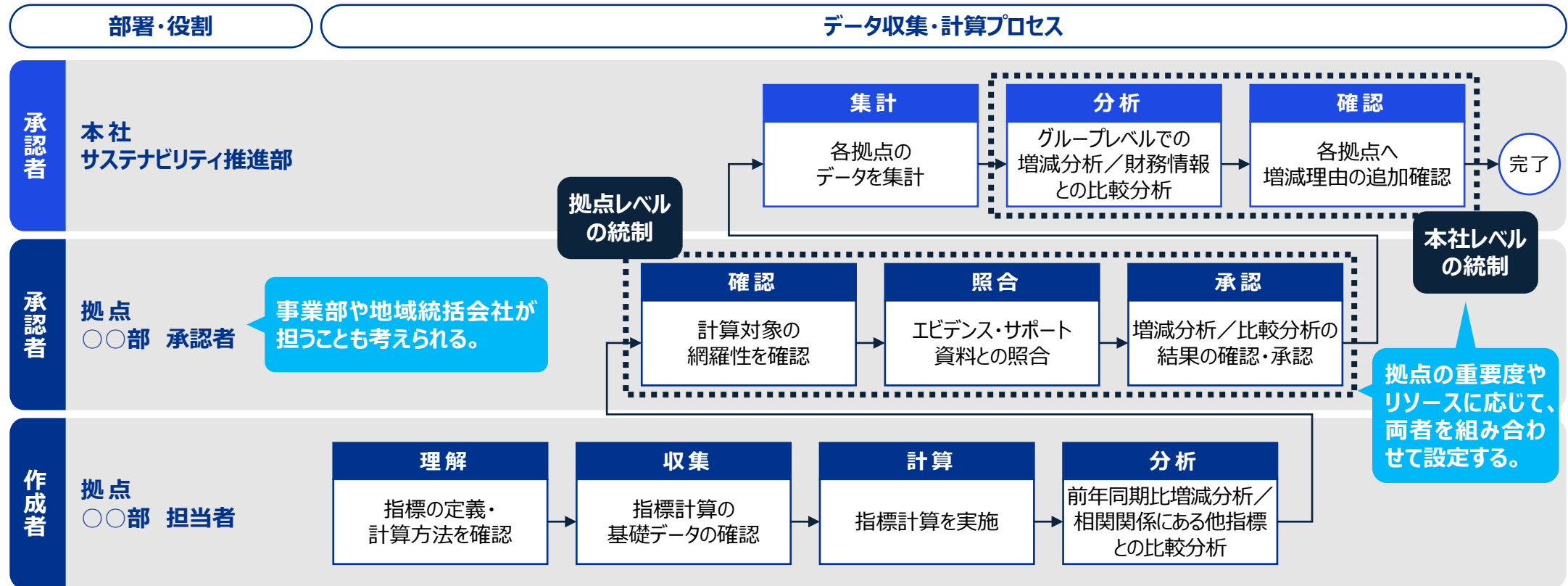


レポートラインと内部統制レベルの決定

1 情報・報告の 信頼性	2 プロセスの 効率性	3 情報収集の スピード
--------------------	-------------------	--------------------

各拠点からサステナビリティ情報を収集する際に、牽制機能が有効に働くように関係者の役割を明確に定義し、情報の性質に応じた適切な確認作業（統制）を業務に組み込みます。

また、本社では、各拠点から収集した情報に対して増減分析や増減理由の確認作業を実施し、正確性を検証します。



KPMGジャパン作成

各拠点の重要性に応じた内部統制レベルの設定

1 情報・報告の 信頼性	2 プロセスの 効率性	3 情報収集の スピード
--------------------	-------------------	--------------------

すべての拠点に一律に内部統制を整備することは多大な負担であり非効率となるため、各子会社・拠点をその重要度に応じて分類し、当該分類に応じて統制レベルを分けることが考えられます。

内部統制レベルの設定イメージ		業務手順に関するルール				拠点固有手順の 文書化・ 本社共有	
		分析		チェック体制			チェックリストの 運用※
		生産量との 相関分析	前期との 増減分析	別担当者確認 (ダブルチェック)	責任者確認 (妥当性確認)		
重要子会社	生産拠点	必須	必須	必須	必須	必須	
	生産拠点以外	不要	必須	任意	必須	必須	
重要子会社 以外	生産拠点	必須	必須	任意	必須	必須	
	生産拠点以外	不要	必須	任意	必須	必須	

※ チェックリストの運用方法

- チェックリストは、入力ミスを防ぐために各拠点で確認する観点を一覧化したものであり、標準的業務手順および拠点別業務手順書への遵守宣誓を含む。
- 各拠点で担当者（別担当者含む）が入力し、最終的には上席者がチェックリストを確認・承認し拠点で保管する。

KPMGジャパン作成

情報収集スケジュールの早期化

1 情報・報告の 信頼性	2 プロセスの 効率性	3 情報収集の スピード
--------------------	-------------------	--------------------

情報収集の早期化の取組みにあたっては、まず目標スケジュールを設定し、目標に対するボトルネックを特定します。ボトルネックに対する対応策を検討・実行したのち、トライアルを実施することで段階的に早期化を達成します。

目標スケジュールの設定

開示資料の作成、承認スケジュールから逆算して、各拠点からの提出期限までの一連のスケジュールを設定します。これには、保証人との保証手続のスケジュール調整を含みます。

ボトルネックの特定

各拠点からの目標提出期限に対して、ボトルネックになる事項を調査、特定します。ボトルネックには社内の課題と社外からの情報収集における課題が想定されます。

対応策の検討・実行

特定したボトルネックに対して対応策を検討・実行します。社外からの情報収集が間に合わない課題に対しては、簡便的な計算や見積り計算などで対応することが考えられます。

トライアルの実施

早期化は一朝一夕には達成できないため、トライアルを実施し、段階的に早期化を達成していきます。半期や四半期など、年度末の前のタイミングでのトライアルの実施を計画します。

情報の信頼性の確保

- スピードアップとともに情報の信頼性を高めないと、本社での集計・開示資料作成・保証のステップにおいて手戻りが発生する可能性があります
- 四半期や月次で情報を収集してチェックすることで、年度末での手戻りを防止することができます

KPMGジャパン作成

開示スケジュールの前倒しイメージ

1 情報・報告の 信頼性	2 プロセスの 効率性	3 情報収集の スピード
--------------------	-------------------	--------------------

有価証券報告書の提出期限を現行と同じ期末日後3か月以内とすると、多くの企業で開示スケジュールの大幅な短縮が必要になります。特に、各拠点からの情報提出のスピードアップが必要です。

3月決算会社が6月末に開示する場合のスケジュール（イメージ）

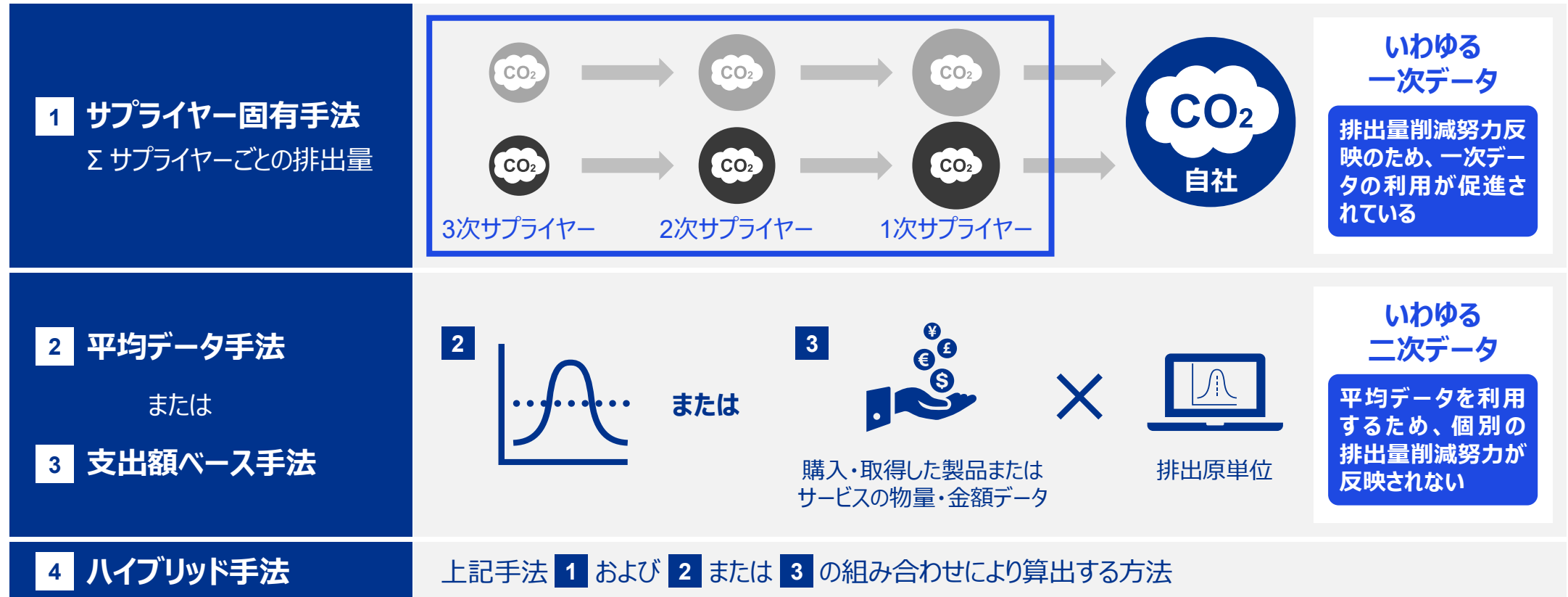


今後、有価証券報告書の株主総会前開示の対応により、ますます早期化が求められることも考えられる

参考

サプライヤーの役割 – 一次データ利用の増加

スコープ3カテゴリ1算定に際して、にこれまでは計算の利便性から **2 平均データ手法**や **3 支出額ベース手法**が多く採用されていましたが、今後、各社の排出量削減努力を **1 サプライヤー固有手法**が多く用いられると考えられており、直接的にSSBJ制度開示義務を負わない企業もバリューチェーンの一員として、GHG排出量の算定、顧客への提供が求められていくことになると考えられます。



KPMGジャパン作成

04

SSBJ制度保証

サステナビリティ情報に対する保証



開示基準と保証基準



開示基準と保証基準は区別する！

サステナビリティ情報保証の課題（監査との違い）

主な論点

01 よるべき基準（未成熟）

監査

制度／強制

IFRS会計基準 SEC 日本基準 etc

サステナビリティ情報保証

任意

会社が定める規準 ▶ 基準・制度化

02 合理的 vs 限定的

詳細

合理的意見

（比較的）簡便

限定的意見 ▶ 合理的意見？

03 対象

全体／包括的

経理の状況全体（会計数値）内部統制含む

部分的

KPI（さまざま） ▶ 定量／定性情報目標も？

04 歴史

長い

100年超（近代会計スタートでも）

極めて短い

▶ TCFDからでも10年

保証業務の対象

財務諸表監査



有価証券報告書

-
-
-

経理の状況

定められた貨幣価値で表された情報と注記

BS

PL

CF

SS

...

一般に公正妥当と認められた監査基準GAAS

サステナビリティ情報保証

日本における2025年12月現在の保証に関する論点

- 1 保証の範囲・水準等
- 2 保証の担い手
- 3 保証基準・倫理・独立性規則
- 4 自主規制
- 5 検査・監督

保証義務化後2年間は、保証の範囲を以下の開示に限定する方向性。

- ① ガバナンス
- ② リスク管理
- ③ Scope1・2排出量

定量情報？

定性情報？

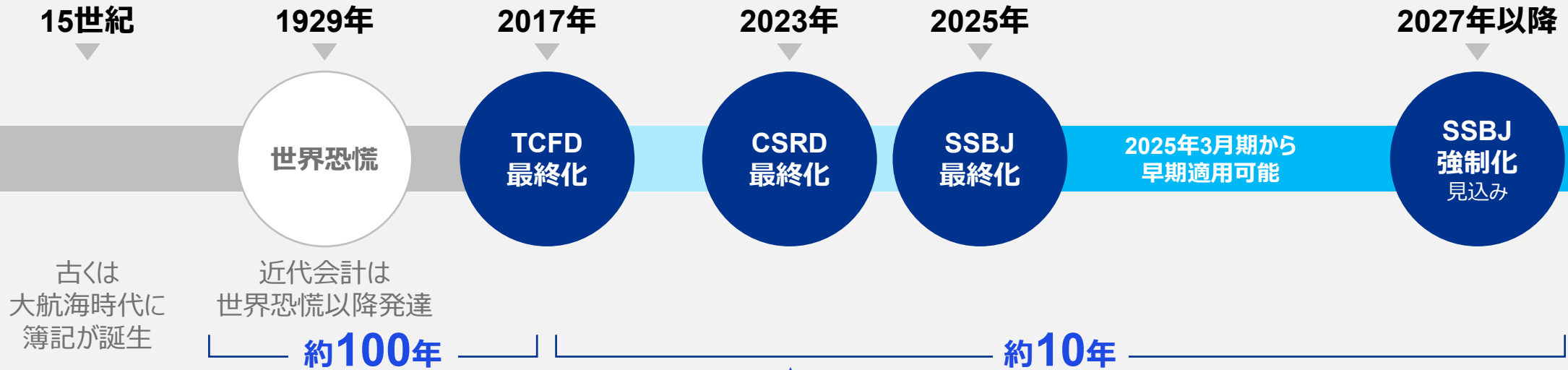
目標も？

GHG vs 人的資本KPI？

サプライチェーン情報？

保証基準？

短い準備期間で準備が必要



10倍のスピードで準備が必要

ミニマムマストで要実施事項は3つ

- 1 開示項目の決定 (マテリアリティアセスメント)
- 2 正確性、網羅性、スピードに関する内部統制整備 (グループ会社の巻き込み&情報システム含む)
- 3 グループ会社も含む個社のサステナビリティ開示対応人員の確保

05

まとめとQ&A

本日お伝えしたいこと（再掲）

01

サステナビリティ情報の開示制度の必要性と潮流

02

SSBJ基準に基づく制度開示とは

03

情報収集プロセス整備のポイント



ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2026 KPMG AZSA Sustainability Co., Ltd., a company established under the Japan Companies Act and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。KPMGあずさサステナビリティ株式会社はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」はIFRS財団の登録商標であり、KPMGあずさサステナビリティ株式会社はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

Document Classification: KPMG Public